

島根 2 号炉 原子炉棟大物機器搬入口の耐震対策工事に伴う
保安規定変更に対する設置許可との整合性について

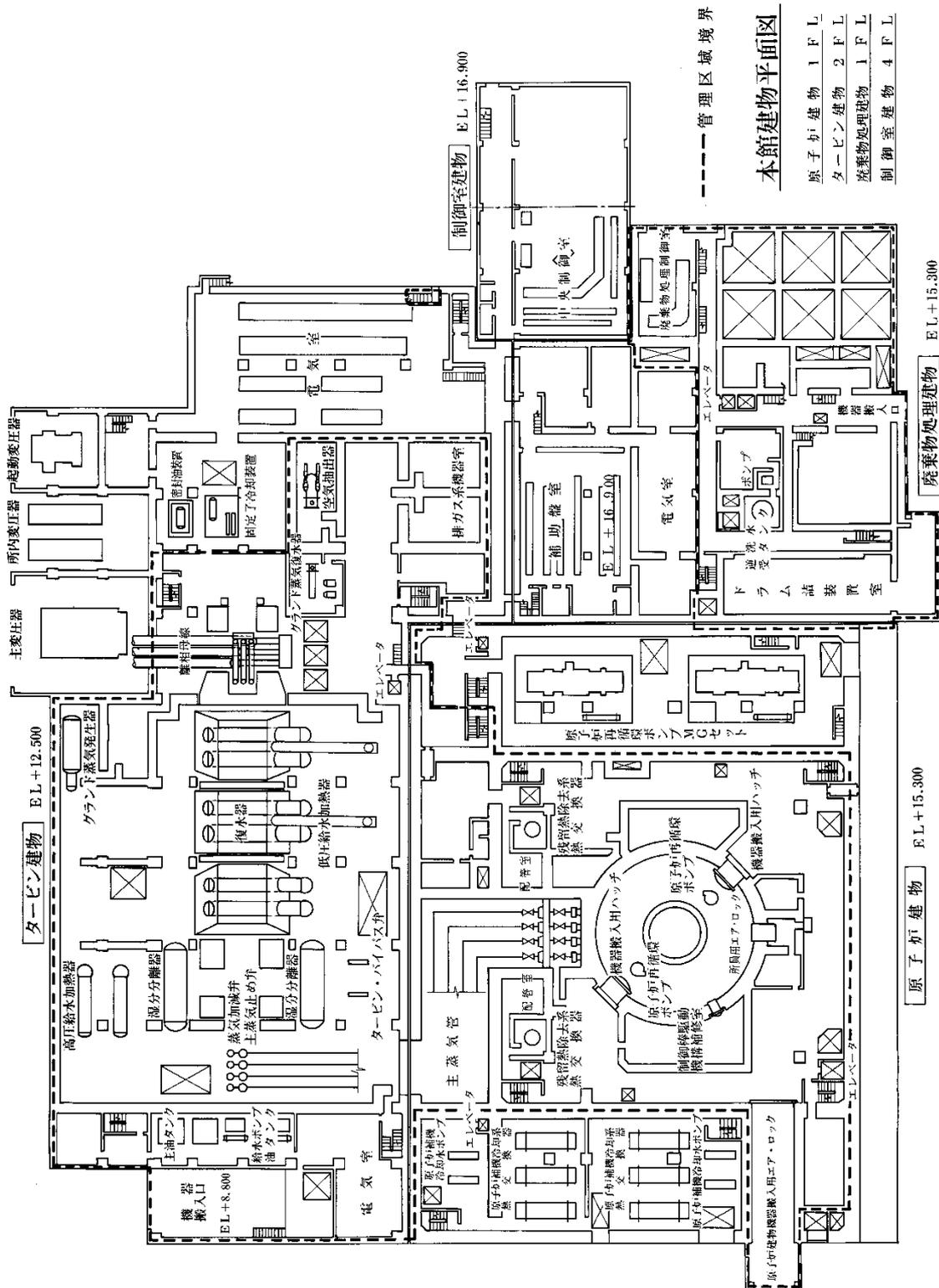
島根 2 号炉原子炉棟大物機器搬入口の耐震対策工事に伴う、保安規定「添付 2 管理区域図（第 91 条、第 92 条関連）」の変更（令和 3 年 1 月 6 日付け電原運第 2020-97 号）に対する設置許可との整合性について、下表のとおり、整理する。

保安規定条文 (変更後)	設置許可記載	設置許可との 整合性説明
添付 2 管理区域図（第 91 条、第 92 条関連） 申請書記載内容と同様のため省略	<p>[本文]</p> <p>九 発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項</p> <p>イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(2) 管理区域及び周辺監視区域の設定</p> <p>(i) 管理区域</p> <p>炉室、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の場所であって、その場所における外部放射線に係る線量、空気中の放射性物質の濃度、又は放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示」（以下「線量限度等を定める告示」という。）に定められた値を超えるか、又はそのおそれのある区域はすべて管理区域とする。</p> <p>実際には、部屋、建物その他の施設の配置及び管理上の便宜をも考慮して、原子炉建物、タービン建物、制御室建物の一部、廃棄物処理建物、サイトバンカ建物の一部、固体廃棄物貯蔵所等に管理区域を設定する。</p> <p>なお、新燃料搬入時、使用済燃料輸送時等、管理区域外において一時的に上記管理区域に係る値を超えるか、又はそのおそれのある区域が生じた場合は、一時管理区域とする。</p> <p>[添付書類九]</p> <p>2. 発電所の放射線管理</p> <p>2.1 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定</p> <p>2.1.1 管理区域</p> <p>炉室、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の場所であって、その場所における外部放射線に係る線量、空気中の放射性物質の濃度、又は放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が経済産業省告示「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示」（第 2 条）に定められた値を超えるか、又はそのおそれのある区域はすべて管理区域とする。</p> <p>実際には、部屋、建物その他の施設の配置及び管理上の便宜をも考慮して、第 2.1-1 図～第 2.1-13 図に示すように原子炉建物、タービン建物、制御室建物の一部、廃棄物処理建物、サイトバンカ建物、固体廃棄物貯蔵所等を管理区域とする。</p> <p>また、新燃料搬入時、使用済燃料輸送時等、上記管理区域外において一時的に上記管理区域に係る値を超えるか、又はそのおそれのある区域が生じた場合は、一時管理区域とする。</p>	<p>本文九号および添付書類九（2.1 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定）に管理区域について記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>

【添付資料】

- (1) 管理区域及び周辺監視区域図（設置許可添付書類九 第 2.1-1 図）
- (2) 管理区域図 (3)（設置許可添付書類九 第 2.1-4 図）

以上



管理区域図 (3) (設置許可添付書類九 第 2.1-4 図)